令和　　年　　月　　日

　関 東 運 輸 局 長

　　 　　　　　　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

 氏名又は名称

 代 表 者

第一種貨物利用運送事業の承継届出書

　この度、第一種利用運送事業の承継をしたく、貨物利用運送事業法第１４条第１項及び同法施行規則第１５条の規定により、下記のとおりお届けします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．氏名又は名称及び住所

２．登録番号

３．被承継人の氏名又は名称及び住所

４．承継の理由

５．承継した年月日 令和　　年　　月　　日

 添付書類

１．当該承継の事実を証する書類

　　　事業の譲渡の場合…………譲渡譲受契約書（写）、価格の明細書

 合併又は分割の場合………合併契約書、分割契約書又は分割計画書（写）

 合併の方法及び条件の説明書

 相続の場合…………………相続人と被相続人の続柄を証する書類及び承継

　　　　　　　　　　　　　　　しようとする者以外に相続人がある場合は承継

　　　　　　　　　　　　　　　者以外の相続人の同意書

２．承継人が、承継前に第一種貨物利用運送事業を経営していない場合にあって

　　は次の書類

 ①既存の法人にあっては、次に掲げる書類

 　イ　定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

 　ロ　最近の事業年度における貸借対照表

 　ハ　役員又は社員の名簿及び履歴書

 ②法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

 　イ　定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条及びその準用規定により

認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄付行為及び登記簿の謄本

 　ロ　発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

 　ハ　設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、

　　　株式の引受又は出資の状況及び見込みを記載した書類

　③個人にあっては、次に掲げる書類

 イ　財産に関する調書

　　ロ　戸籍抄本

　　ハ　履歴書

　④法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しない旨を証する

　　書類（宣誓書）

３．承継において、登録事項等に変更がある場合には、新規申請時における事業

　　の計画に準ずる書類

 令和　　年　　月 　日

　　　　　関東運輸局長

 　　　　　　　　 　 殿

宣　　　誓　　　書

　貨物利用運送事業法第６条第１項第１号から第５号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　もし、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受けても異議申し立ていたしません。

 住　所

 氏　名

|  |
| --- |
| 承継に伴う事業計画の新旧対照表 |
| [利用運送機関の種類（貨物自動車運送）] |
| 項　　　　　　　　　　　目 | 新（承継後） | 旧（承継法人） | 旧（被承継法人） |
| 名　　　　　　　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 利用運送の区域又は区間 | 　 | 　 | 　 |
| 業　務　の　範　囲 | 　 | 　 | 　 |
| 事務所主たる | 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 位　　　　置 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 営　　業　　所 | 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 位　　　　置 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 位　　　　置 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 位　　　　置 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 保管施設 | 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 位　　　　置 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 構造及び付属施設 | 　 | 面　積 | ㎡ | 棟　数 | 　 | 　 | 面　積 | ㎡ | 棟　数 | 　 | 　 | 面　積 | ㎡ | 棟　数 | 　 |
| 利用する運送事業者 | 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 住　　　　所 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 事業種別 | □一般貨物自動車運送事業　　　□貨物利用運送事業 | □一般貨物自動車運送事業　　　□貨物利用運送事業 | □一般貨物自動車運送事業　　　□貨物利用運送事業 |
| 名　　　　称 | 　 | 　 | 　 |
| 住　　　　所 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 事業種別 | □一般貨物自動車運送事業　　　□貨物利用運送事業 | □一般貨物自動車運送事業　　　□貨物利用運送事業 | □一般貨物自動車運送事業　　　□貨物利用運送事業 |